

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



11
2021

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2021年10月25日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算146号



耳寄り情報1

実務チェックポイント-育児休業期間中の社会保険料の免除-

今回は「身近な労働法解説」をお休みし、2022年10月1日から施行される健康保険法の改正にかかる育児休業期間中の保険料の免除についてご紹介します。厚生年金保険法も健康保険法に準じ改正されます。

○現行制度

まず、現行制度を確認します。現行制度においては、育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準ずる休業）期間について、被保険者は、事業主へ申出を行い、事業主が「育児休業等取得者申出書」を日本年金機構（健康保険組合加入の会社は健康保険組合も含む）へ提出した場合は、被保険者・事業主負担分とも健康保険・厚生年金保険の保険料（社会保険料）の納付が免除されます。この手続きにより保険料の納付が免除される期間は、育児休業等開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月（育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月）までとなります。現行制度はこのような内容になっています。

○現行制度の問題点

現行制度の場合、例え月末の1日のみ育児休業を取得した場合でも、その月の社会保険料は免除になります。さらに、その月が賞与支給月である場合は、賞与にかかる社会保険料も免除されることとなります。しかし、育児休業を月末ではなく月の初日以降に取得し、月の途中で終了した場合は、それが例え10月1日～10月30日の期間に取得した場合であっても社会保険料は免除されないこととなります。このため、育児休業取得者の経済的負担に配慮して設けられた制度であるにもかかわらず、特に短期間で育休を取得する男性で不公平が生じていることが問題となっています。また、社会保険料の免除のために賞与支給月に育児休業の取得が集中する傾向があるなどの問題も生じています。

○改正内容

上記の問題を解決するために育児休業期間中の社会保険料免除について次の通りに改正されます。

①育児休業期間中の社会保険料免除は、育児休業等開始月から終了予定日の翌日の属する月の前月（育児休業終了日が月の末日の場合は育児休業終了月）までの期間に加えて、月の途中で育児休業を終了した場合は、その月に14日以上育児休業を取得していれば、その月についても適用されます。

②賞与にかかる社会保険料免除対象者は、1カ月超の育児休業取得者に限られます。

したがって、2022年10月1日の施行日以後、育児休業期間にかかる月次の社会保険料の免除対象者あるいは賞与の社会保険料免除対象者が変更となりますので、実務で対応できるよう準備が必要です。

「福岡セクシュアルハラスメント事件」 福岡地裁平成4年4月16日判決

● 概要

- ・ 会社は情報誌の発行を行い、女性従業員（X）は編集の仕事に従事していた。
- ・ Xは他社の職務経験もあり男性上司（Y）より業務に精通しYを介さず仕事を進め、Yは疎外感を感じていた。
- ・ Yは自らの地位を守るため、Xの異性関係が派手である等の噂を社内外に流した。
- ・ 会社は業務の支障を懸念して2人に話を促し、解決しなければXに退職してもらおうと伝え、Xは退職した。
- ・ 会社は、Yにも3日間の自宅謹慎と賞与の減額処分を行った。
- ・ Xは人格権を侵害されたとして、Yと会社に損害賠償の支払いを求め、地裁で請求が認められた。

● 解説

セクハラは良くないということは当然ですが、会社としては予防から実際に問題が起こった際の対処まで、どう関与しジャッジするかは難しいところですね。今回の判例では、男性上司に賠償命令が下されたところまでは当然として、会社に対しても賠償する義務が負わされました。

◆会社の責任が問われたポイントを要約すると次の3つになります。

◆上司の行為は、業務の執行につき行われたものなので、使用者である会社にも責任がある

◆会社には働きやすい環境を保つように配慮する義務が、あるがそれを怠った

◆主として女性である従業員の譲歩、犠牲により問題を解決しようとした行為は不公平

- ・ 2人の不仲を当事者同士の個人的問題と捉えた所から失敗が始まっていますが、判決から管理職は部下の人間関係に迄踏み込んで改善を図る能力が求められる。こんなスキルが無い人物を管理職に昇進させてはダメです。
- ・ 良い人間関係を築くには、相手に対する敬意の念などが前提になり、就業規則でも定めることが大事です。
- ・ そのようなルールを定めておかないといざ上司に懲戒処分を与えようとしても処分することができず、強引に処分すると次は上司サイドから「不当な処分をされた！」と訴えられるケースも想定できます。最近のパワハラに関する問題も多いので、予防と実際に顕在化した際の対処について社内で確認することをお勧めします。

【金ちゃん先生の一言】

「部下の方が仕事に精通の場合、上司は中傷ではなく、何で部下に役立つか考えるべきですね。」

金ちゃん先生行状記 豊中高校100周年記念OB親睦ゴルフコンペ参加

皆さん、小・中・高・大：どれか母校のOB会行事にたまには参加されていますか…？

金ちゃん先生の場合高校の行事参加が多く、今回の母校創立100周年ゴルフコンペで同期3人で辛うじて1組を編成してラウンドして来た模様です…。

Q1. 成果をお聞かせ下さい。

A1. 同期のO弁護士(右下写真中央)が優勝しました！

Q2. そうですか。ところでご自身はどうでしたか？

A2. 聞くも涙の物語！？⇒近郊ゴルフ場所属ツアー

プロのレッスンを受け、基本を再習得⇒乞うご期待！

▶参加者集合写真



▶同期生の写真



施行待ちの改正

令和4年4月から段階的にスタート 令和3年の育児・介護休業法等の改正①

令和3年の通常国会で育児・介護休業法等を改正する法律が成立しましたが、その主要な改正規定は、令和4年4月から段階的に施行されることになっています。令和3年9月末には、この改正法に関する改正省令と改正指針も公布され、改正規定の詳細がかなり明確になりました。ここで、ポイントを整理しておきましょう。

まずは、改正規定の項目と施行期日を確認しておきましょう。

……………令和3年の育児・介護休業法等の改正①／改正規定の項目と施行期日……………

<改正規定の項目と施行期日>

施行期日	育児・介護休業法の改正規定の項目
令和4年4月1日	① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化 ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和*
令和4年10月1日	③ 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設* ④ 育児休業の分割取得*
令和5年4月1日	⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化 （従業員数1,000人超の大企業が対象）



*雇用保険法においても、育児・介護休業法に応じた改正が行われます。

令和4年4月1日からは、育児休業給付金・介護休業給付金について、有期雇用労働者に関する要件が緩和され、令和4年10月1日からは、出生時育児休業や分割取得に係る育児休業も、育児休業給付金の対象となります。

★この育児・介護休業法等の改正により、ほとんどの企業において、就業規則（別規則としている育児介護休業規程など）の改定が必要となります。また、①の「雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化」のように、企業に新たな義務を生じさせるものもあります。

来月号以降で、主要な改正規定を紹介させていただく予定ですが、いち早く改正内容を知りたいときはお声掛けください。個別に紹介させていただきます。

施行済みの改正 (通達の改正)

脳・心臓疾患の労災認定基準を約20年ぶりに改正

脳・心臓疾患の労災認定基準が約20年ぶりに改正され、令和3年9月15日から適用されることになりました。今回の改正の最重要点は、長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することが明確化されたことです。いわゆる過労死ライン（発症前1か月間に100時間又は2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は発症との関連性が強い等）は、これまでどおりですが、これ以外の負荷要因も含めて総合評価することが明確に示されました。



……………脳・心臓疾患の労災認定基準の改正のポイント……………

労働時間の基準などは維持しつつ、次ページのような改正が行われました。

(次ページへ続く)

豆知識情報

年少者、妊産婦等 ③年少者の3、労働時間等に関する制限

年少者に関する制限 d、深夜業の例外（法61-I、ただし書、ⅢIV）

次の場合には、満18歳に満たない者に深夜業をさせることができます。

- ①災害等により臨時の必要がある場合の時間外・休日労働が深夜に及んだ場合（公務のために臨時の必要がある場合には、年少者に深夜業をさせることはできない）
- ②農林業、水産、養蚕、畜産業、保健衛生業又は電話交換の業務に使用される年少者の場合
- ③交替制によって使用する満16歳以上の男性である場合
- ④交替制によって労働させる事業であり、かつ、行政官庁（所轄労働基準監督署長）の許可を受けて、午後10時30分まで（深夜業の時間帯が午後11時から午前6時までとされている場合にあっては、午前5時30分から）労働させる場合

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- ・発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・拘束時間が長い勤務
- ・出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないが
これに近い時間外労働
+
一定の労働時間以外の負荷 } 業務と発症との関連が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

- ・勤務間インターバルが短い勤務
 - ・身体的負荷を伴う業務 など
- } 評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及び時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

★たとえば、過労死ラインを下回っていても、勤務間インターバルが短ければ、総合評価の結果、労災認定される可能性があるということになります。今後は、労働時間以外の負荷要因にも、より一層注意を払う必要があるでしょう。新しい認定基準の詳しい内容等については気軽にお尋ねください。

●対象疾病：認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加

〔厚生労働省資料〕

施行待ちの改正

令和4年1月からスタート 雇用保険マルチジョブホルダー制度

雇用保険法の改正により、65歳以上の労働者を対象とした「雇用保険マルチジョブホルダー制度（高年齢被保険者の特例）」が創設され、これが令和4年1月1日から施行されます。その概要を確認しておきましょう。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の概要

1 雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

次の要件をすべて満たす労働者は、本人の申出により、高年齢被保険者（マルチ高年齢被保険者）として、雇用保険に加入できるようになります。

2 基本的な手続の流れ

通常、雇用保険の被保険者資格の取得・喪失手続は事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

事業主は、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行う必要があります。

なお、マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、不利益な取扱いを行うことは法律で禁止されています。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。〔図：厚労省のリーフレットよ〕

なお、加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

★この制度は、65歳以上の労働者を対象として試行的に設けられたもので、65歳未満の労働者は対象とならないことに注意しましょう。この制度について、不明な点などがございましたら、気軽にお声掛けください。

お仕事
カレンダー
11月

11/10

● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/15

● 所得税予定納税額の減額申請期限(第2期分のみ)

11/30

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 9月決算法人の確定申告と納税・2022年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 所得税予定納税額の納付(第2期分)



◆あとがき◆ ゴルフは苦手ですが付合い手段で辛うじて続けています。自分で欠点を見つけて改善を試みますが思う通りに行きません。本文でも触れましたが近くのゴルフ場所属のKツアープロの体験レッスンを受け2点の助言で球筋が良くなったので5回レッスン受講します。⇒後日結果ご報告します！